コーポレート・ガバナンス

イオン銀行は、健全で透明性の高い経営体制を確立するため、コーポレート・ガバナンスの強化、 充実に努めています。

取締役会

取締役8名で構成し、内部管理(法令等遵守、顧客保護、リスク管理、内部監査)の基本方針、経営方針・経営計画、戦略目標、リスク管理方針を決定するとともに、業務執行にあたる代表取締役および各取締役を監督しています。取締役会は原則月1回開催しています。

監査役会

当行は、監査役会制度を採用しております。監査役は4名(全員社外監査役)、うち2名が常勤監査役で構成されています。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席や業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役の職務の執行を監査しています。監査役会は原則月1回開催しています。

外部監査

当行は毎期、会計監査人による外部監査を受け監査報告 書を受領しております。

経営会議および各種委員会

代表取締役の業務執行上の意思決定に関する諮問機関 として経営会議を設置し、原則月3回開催しています。 また、取締役会の下位機関として執行役員を中心としたメンバーによりコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会、お客さま満足度向上委員会、審査委員会、投資委員会、新規業務委員会、グループ取引管理委員会を設置し、専門部署の担当役員が委員長を務めて、各分野の一定の事項について検討しております。各委員会は原則月1回開催しています。

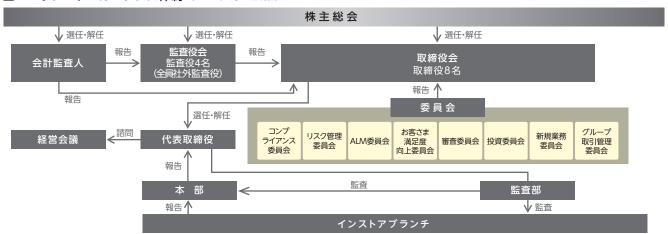
内部監査

被監査部門から独立した監査部が、取締役会で承認を受けた内部監査規程・実施要領および内部監査計画に基づき、部署別監査に加えて、テーマ別監査、オフサイトモニタリング等の方法により実効性のある内部管理状況監査を実施しています。

グループ取引管理

イオングループ各社との取引の適切性を確保するため、 社外弁護士を含めた委員で構成されるグループ取引管理 委員会を設置し、同委員会にてイオングループ各社との取 引内容を審査することにより、銀行として健全かつ適切な 業務運営の維持を図っております。

■コーポレート・ガバナンス体制 (2013年6月30日現在)



コンプライアンス

コンプライアンスの位置づけ

当行は、法令および社会的規範を遵守することが、銀行業 務の健全性と適切性を確保し、社会的責任と公共的使命を 果たすとともに、お客さまの信頼とご支持を得る基本である と位置づけています。

この位置づけを明らかにするため、取締役会において、コ ンプライアンス方針、倫理行動規範およびコンプライアンス 規程を制定しています。

コンプライアンスの体制

コンプライアンスは、役職員一人ひとりの意識と行動に よって支えられています。当行では、コンプライアンスの浸 透を図るため、各部室店の長を責任者とし、その下に実務担 当者を置いています。また、統括する部署として、法務コン プライアンス部を設置し、コンプライアンス関連規程・マ ニュアルの管理、研修、コンプライアンス・チェック、モニタリ ングを行うほか、各部室店の状況に応じて個別に指導を行っ ています。

さらに、法務コンプライアンス部担当役員を委員長とし執 行役員を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、具 体的な実践計画やコンプライアンス関連施策のモニタリン グを実施しているほか、必要に応じて臨時に開催し、コンプ ライアンス課題への対応策を検討しております。

なお、2012年度には、前年度より引き続きグループ金融 コンプライアンス委員会を月次で開催し、グループにおける 法務コンプライアンス部門での意識共有を行うとともに、法 人分野におけるアームズ・レングス・ルールの遵守、優越的地 位の濫用の禁止及びインサイダー取引防止、ならびに改正 犯罪収益移転防止法への対応を踏まえた金融犯罪防止態 勢の強化に取り組んでまいりました。

コンプライアンス浸透策

コンプライアンスを浸透させるため、コンプライアンスに 係る体制、適用法令、業務上の注意点をわかりやすく解説し たコンプライアンス・マニュアルを制定して全役職員に配布 しています。また、全行的な教育指導やコンプライアンス・ チェックの実施などを充実させるため、実践計画としてコン プライアンス・プログラムを策定しています。プログラムの 実施状況を法務コンプライアンス部にてモニタリングし、取 締役会とコンプライアンス委員会において定期的に確認・評 価しています。

顧客保護の取り組み

当行は、「お客さま第一」の観点から顧客保護を重要な経営 課題と位置づけています。お客さまに対する説明、特に投資信 託、変額年金保険など商品性が複雑で元本割れリスクを伴う 金融商品の販売に際しては、金融商品取引法および保険業法 に準拠した適切な説明・勧誘を行うよう徹底しています。お客 さまの苦情・相談については、お客さま相談室において情報を 集約し、サービスの改善に努めています。

個人のお客さまの情報管理については、プライバシーポリ シーに基づき厳格に管理するほか、外部委託先についても管 理を徹底しています。これら顧客保護の取り組みについては、 お客さまサービス推進室担当役員を委員長とし常勤役員から 構成されるお客さま満足度向上委員会において対応状況や改 善策を検討しています。

■当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関

-般社団法人全国銀行協会の「全国銀行協会相談室」

全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談や ご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口 として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。

全国銀行協会相談室

●電話番号: 0570-017109

または 03<u>-52</u>52-<u>3772</u>

●受 付 日:月~金曜日(祝日および銀行法で定める

銀行の休業日を除く) ●受付時間:9:00~17:00

※ 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の 指定紛争解決機関です。

リスク管理

イオン銀行は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、信用リスク、市場リスクなど、さまざまなリスクを可能な限り一貫した考え方に基づいて管理する統合的リスク管理を推進しています。

リスク管理の体制

当行は、取締役会がリスク管理に係る最高意思決定機関として、定期的にリスク管理状況の報告を受け、基本的事項の審議、決定を行う体制としています。さらに、リスク管理関係の諸規程を整備し、取締役会の決定した基本方針の下で全行的なリスク管理を行うため、審議・決議機関としてリスク管理委員会を設置するとともに、全行的なリスク管理の統括部署としてリスク管理部を置いています。これらのリスク管理体制は、有効性、適切性を検証するために、被監査部門から独立した監査部による監査を受ける体制としています。

統合的リスク管理の体制

当行は、さまざまなリスクを可能な限り一貫した考え方に基づいて管理する統合的リスク管理を推進するため、リスク資本配賦管理を行っています。これにより、自己資本と比較しながら総体的なリスクを自己管理し、経営の健全性を維持する体制としています。また、新しい商品や業務を取り扱う場合には、事前にリスク面の検討を行う体制を整備しています。

信用リスク

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、オフバランスを含む資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクを意味します。

信用リスクとしては、住宅ローンやカードローンなど個人への融資や法人への事業性融資に伴うもの、インターバンク市場で行うコールローン等の市場性与信に伴うものが主体となっています。個人への融資については、小口のローンの積み上げで分散が図られていますが、さらに主力商品の住宅ローンについては、事前の審査と事後のモニタリングを徹底するとともに不動産を担保に徴求し、カードローンについては保証会社による保証を付けることなどにより、リスクの低減を図っています。市場性与信については、クレジットライン管理を徹底しています。

法人向け事業性融資については、債務者の信用状況を客観的に評価するための信用格付制度や自己査定制度を整備し、適切な信用リスクのコントロールと適正な償却・引当を実施しています。

市場リスク

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等、さまざまな市場リスクファクターの変動により、資産・負債・収益等の価値が変動し、損失を被るリスクを意味します。当行は、業務特性や市場環境を踏まえた、「ALM運営方針」に則った市場性業務を行っており、過大なリスクが発生しないよう、各種リスクの計量とリスクリミットの設定等、適切なリスクコントロールができる仕組みを整備しております。具体的なリスク管理指標としては、予想最大損失額(Value at Risk)や、金利感応度、総合損益等を用いており、日々限度枠遵守状況のモニタリングや、報告を行っています。また、市場フロント、市場バック、市場ミドルの各機能を、それぞれ独立した組織が担当しており、業務運営上の相互牽制を確保しております。

流動性リスク

「流動性リスク」とは、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなることや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができなくなり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)を意味します。

当行は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率および資金ギャップ枠を設定し、日々モニタリングを実施しており、資金効率を考慮しつつも、流動性確保にウエイトを置いた管理を行っております。

オペレーショナルリスク

「オペレーショナルリスク」とは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象に生起することから生じる損失にかかわるリスクを意味します。

当行は、オペレーショナルリスクを「事務リスク」「システムリスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」「法務コンプライアンスリスク」の6つのカテゴ

リーに分類し、各リスク管理所管部署が専門的な立場からリスク管理を行い、リスク管理部が総合的なオペレーショナルリスクの把握・管理を実施しています。なお、法務コンプライアンスリスクについては、その重要性を踏まえて、別途、法務コンプライアンス部を中心とする管理体制を構築し、関連規程の整備、コンプライアンス委員会の設置等の体制を整えています。

事務リスク

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当行が損失を被るリスクを意味します。 当行では、原則として、インストアブランチ、法人拠点において現金を取り扱わず、事務処理の大部分を事務センターに集中するなど、事務リスクの低減・集中管理を行う体制とするとともに、自主点検、事務指導、各種管理指標のモニタリング等により、事務の改善・向上に努めています。

システムリスク

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当行が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当行が損失を被るリスクを意味します。 当行では、重要なシステムの二重化、バックアップ体制の整備等により安定的なシステム運用に注力しており、 各種関係指標を常時モニタリングするなど、システムリスク管理の徹底に努めています。

その他オペレーショナルリスク

その他オペレーショナルリスクとして、人事運営上の不公平・不公正、人材の流出・喪失、差別的行為等によるモチベーションの低下、不十分な人材育成、不適切な就労状況等により、当行が損失を被るリスクである「人的リスク」、災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、動産、不動産、設備、備品等の有形資産が物理的な毀損、損害を受けることにより、あるいはこのために業務環境が悪化することにより、損失を被るリスクである「有形資産リスク」、および当行について現実に生じた各種の事象または虚偽の風説、悪意の中傷等が流布されることにより、結果的に当行の信用、ブランド、イメージ、評判等が毀損され、当行が有形無形の損失を被るリスクである「風評リスク」を管理しています。

■リスク管理体制

